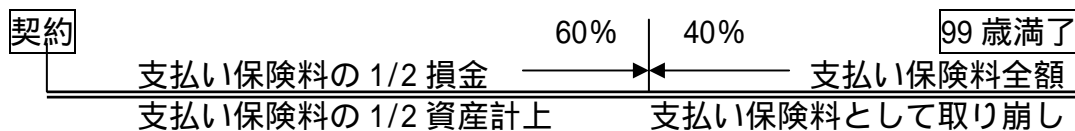


平成 17 年 5 月 20 日発行 FMP Club 編集責任者 ファイナンシャル・プランナー 小澤昭彦

### 【法人契約の特約保険料・単体医療保険料の経理処理】

法人に対して、99 歳定期に入院特約を付保したり健康状態で特別条件付特約（割増）保険料を支払った場合どのような経理処理になるのでしょうか。

通常 99 歳定期の場合長期平準定期として、加入から 99 歳まで保険期間の 60% の時点まで、保険料の 1/2 を損金処理、1/2 を保険料積立金として資産計上することになります。そして後半 40% の期間に資産計上していた保険料積立金を取り崩していくことになります。



まずこの生命保険契約に付保される特約（災害割増、傷害、災害入院、入院医療）の保険料はどういった経理処理になるのでしょうか。

#### < ケース 1 > 入院給付金の受給者が、被保険者である場合

一般的に法人契約で、被保険者が給付金受取人であり保障期間 = 払い込み期間である場合、全員加入である主契約の保険（養老保険のハーフタックスプランや団体定期保険など）に付加され、かつ特約が全員加入である場合には全額損金で処理できます。（ただし前月号でご説明したように社会通念上逸脱するような高額の設定は否認の対象となります）

#### < ケース 2 > 入院給付金の受給者が法人である場合

同様に法人契約で、法人が給付金の受取者である有期保障の医療保険特約料などは、全員加入でなくとも損金処理できます。（ただし一旦法人が受取った給付金を見舞金で支払う場合にその見舞金規定の整備と、金額に留意する必要があります。）

最近では、医療保険単体の保険の取り扱いについても、特約の医療保険同様の取り扱いがされていますが問題になりそうなのが終身の医療保険です。

この終身の医療保険の終身払いの取り扱いについて国税庁からは、後述の通り経理処理方法が発表されています。ただし解約返戻率が保険期間中に相当高く発生する仕組みの新しい医療保険も、一応解約返戻率が低い従来の終身医療

保険と同様に取り扱われています。しかし明確な通達、判例が出ていないので取り扱いは慎重にしたいものです。

～昭和 50 年に国税庁から終身のがん保険の取り扱いについての個別通達

**【趣旨】**

がん保険について、保険期間が終身であって、中途解約などの期間によってはかなり高率な払戻金の生ずることもあるため、厳密に言えばその保険料は保険期間の経過に対応しないとも考えられるが、次にあげられるような理由により、法人が当該保険料もその払い込みのつど損金処理した場合には、その計算を認めることが相応だと判断したものである。

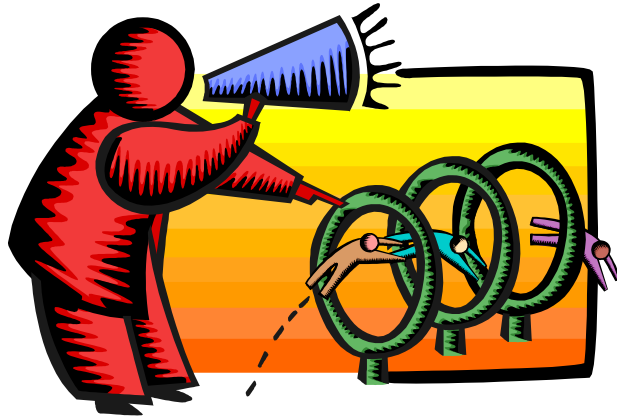
- (1) 保険期間の終了（保険事故の発生による終了を除く）に際して支払う保険金がないこと。
- (2) 仮に保険料の一部を前払い費用と考えると、その費用の算出が極めて複雑で、煩瑣になる上、契約者にとっては毎年の付保利益は一定であるため保険料は保険期間の経過に応じて平準的に費用化することがもっとも自然であること。
- (3) 法人が利益留保を目的として当該保険に加入するとは考えられないこと。

**【解説】**

前述したとおり、最近終身の医療保険の中に解約返戻率が非常に高い商品がこのがん保険と同様に取り扱って勧めている他社セールスマンの話を聞きます。

この趣旨で述べている(3)の「利益留保を目的として」の部分が非常にグレーな気がします。

最終的には長期平準定期（99歳定期）のような経理処理を通達されるか、増定期のような形になるかは定かではありませんが、解約返戻率の高い商品を使ったこの手法が行き過ぎると国税による「網掛け」が始まるのも時間の問題です。できれば、大切なお客さまに将来迷惑を掛けるかも知れない極端な手法は避け、＜ケース1＞のような、福利厚生を前面に押し出した提案を勧めるほうがFMP倶楽部会員のメンバーにはよいかもしれません。



< 参考 >

平成 13 年 8 月 8 日に社団法人 生命保険協会が国税庁に答申した内容と、その回答をここで明示しておきます。

国税庁課税部長殿  
平成 13 年 8 月 8 日

企第 250 号

社団法人 生命保険協会  
専務理事

がん保険（終身保障タイプ）および医療保険（終身保障タイプ）に関する税務上の取り扱いについて

当協会の加盟会社の中には、下記の内容のがん保険（終身保障タイプ）および医療保険（終身保障タイプ）を販売している会社があります。

つきましては、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者としてがん保険（終身保障タイプ）および医療保険（終身保障タイプ）に加入した場合の保険料の取り扱いについて下記のとおり取り扱って差し支えないか、貴庁のご意見をお伺いしたく御照会申し上げます。

記

< がん保険（終身保障タイプ）の概要 >

1. 主たる保険事故及び保険金

保険事故	保険金
初めてがんと診断	がん診断給付金
がんによる入院	がん入院給付金
がんによる手術	がん手術給付金
がんによる死亡	がん死亡保険金

（注）保険期間の終了（保険事故の発生による終了を除く）に際して支払う保険金はない。

なお上記に加えて、がん以外の原因により死亡した場合にごく小額の普通死亡保険金を支払うものもある。

2. 保険期間

終身

3. 保険料払込方法

一時払、年払、半年払、月払

4. 保険料払込期間

終身払込、有期払込

5. 保険金受取人

会社、役員又は使用人（これらの者の親族を含む）

6. 払戻金

この保険は、保険料は掛け捨てでいわゆる満期保険金はないが、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。これは、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる死亡率等に対して、平準化した保険料を算出しているためである。

#### < 医療保険（終身保障タイプ）の概要 >

##### 1. 主たる保険事故及び保険金

保険事故	保険金
災害による入院	災害入院給付金
病気による入院	病気入院給付金
災害又は病気による手術	手術給付金

(注) 保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く)に際して支払う保険金はない。

なお上記に加えて、ごく小額の普通死亡保険金を支払うものもある。

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 2. 保険期間    | 終身                      |
| 3. 保険料払込方法 | 一時払、年払、半年払、月払           |
| 4. 保険料払込期間 | 終身払込、有期払込               |
| 5. 保険金受取人  | 会社、役員又は使用人(これらの者の親族を含む) |
| 6. 払戻金     |                         |

この保険は、保険料は掛け捨てでいわゆる満期保険金はないが、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻される。これは、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる死亡率等に対して、平準化した保険料を算出しているためである。

#### < 保険料の税務上の取扱いについて >

##### 1. 保険金受取人が会社である場合

- (1) 終身払込の場合は、保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金がないこと及び保険契約者にとって毎年の付加利益は一定であることから、保険料は保険期間の経過に応じて平準的に費用化することがもっとも自然であり、その払込の都度損金の額に参入する。
- (2) 有期払込の場合は、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応しておらず、支払う保険料の中に前払い保険料が含まれていることから、生保標準生命法の最終の年齢「男性 106 歳、女性 109 歳」を参考に「105 歳」を「計算上の満期到達年齢」とし、払込保険料に「保険料払込期間を 105 歳と加入年齢の差を除いた割合」を乗じた金額を損金の額に算入し、残余の金額を積立保険料として資産計上する。
- (3) 保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の資産計上額を「105 歳と払込満了時年齢の差」で除した金額を資産計上額より取り崩して、損金の額に算入する。ただし、この取り崩し額は年額であるため、払込満了時が事業年度の中途である場合には、月数あん分により計算する。

##### 2. 保険金受取人が会社である場合

- (1) 終身払込の場合は、保険期間の終了(保険事故の発生による終了を除く。)に際して支払う保険金がないこと及び保険契約者にとって毎年の付加利益は一定であることから、保険料は保険期間の経過に応じて平準的に費用化することがもっとも自然であり、その払込の都度損金の額に参入する。
- (2) 有期払込の場合は、保険料払込期間と保険期間の経過とが対応しておらず、支払う保険料の中に前払い保険料が含まれていることから、生保標準生命法の最終の年齢「男性 106 歳、女性 109 歳」を参考に「105 歳」を「計算上の満期到達年齢」とし、払込保険料に「保険料払込期間を 105 歳と加入年齢の差を除し

た割合」を乗じた金額を損金の額に算入し、残余の金額を積立保険料として資産計上する。

- (3) 保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の資産計上額を「105歳と払込満了時年齢の差」で除した金額を資産計上額より取り崩して、損金の額に算入する。ただし、この取り崩し額は年額であるため、払込満了時が事業年度の中途である場合には、月数あん分により計算する。
- (4) ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む）のみを被保険者としている場合には、当該役員又は使用人に対する給与とする。

以上

上記審議事項に対して、国税庁課税部長名で平成13年8月10日付け（課審4-99）で了承の旨の通知を受けています。なお正規の取り扱いの開始は平成13年9月1日以降の支払い期日が到来するものからの取り扱いとなっています。